愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　愛知県介護施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）は、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設の整備に対し、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則（昭和５５年愛知県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備及び開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備や既存の介護施設の改修等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　この補助金は、次の事業を交付の対象とするものとする。

（１）　地域密着型サービス等整備等助成事業

ア　地域密着型サービス等整備助成事業

地域密着型サービス等整備助成事業とは、（ア）に定める施設等について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村（広域連合を含む。以下同じ。）が整備する事業及び民間事業者が整備する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア）　対象施設等

ａ　地域密着型特別養護老人ホーム（定員２９人以下）及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえる

ものとする。）

b　小規模介護老人保健施設（定員２９人以下。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

c　小規模介護医療院（定員２９人以下。）

d　小規模養護老人ホーム（定員２９人以下。地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

e　小規模の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員２９人以下。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

f　低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号）」第３４条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（定員２０人以下。都市型軽費老人ホームの居室面積については、１０．６５㎡（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）

g　認知症高齢者グループホーム

h 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）

i　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

j　看護小規模多機能型居宅介護事業所

k　認知症対応型デイサービスセンター

l　介護予防拠点（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスＢ・Ｃや、多様な通いの場を整備する場合を含む。）

m　地域包括支援センター

n　生活支援ハウス（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）に基づくものに限る（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和３年厚生労働省令第８３号）附則第４条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）

o　虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

p　介護関連施設等に雇用される介護職員等のため施設内保育施設（設置事業者は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス及び有料老人ホームの事業者に限る。いずれも定員２９人以下の施設を含む。また、主として当該施設の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

q　小規模な介護付きホーム（定員２９人以下）（老人福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２９条第１項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定

確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第５条第１項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成２６年３月３１日付け国住心第１７８号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。（６）を除いて以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

（イ）　整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。（（１）カ、キ、ク、（７）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 （開設）	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存の建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 （再開設）	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※１　取り壊し費用も対象とすることができる。 ※２　既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※３　改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※１、※２について同上。

イ　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業とは、介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業について、県が補助する事業及び県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広

域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとし、創設又は大規模修繕のいずれかの整備の早い方の着手前までに、県が別に指示する関係自治体に整備計画書を提出することとする。

なお、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

（ア）　大規模修繕・耐震化の対象施設

ａ　広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム

ｂ　広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設

ｃ　広域型（定員３０人以上）の介護医療院

ｄ　広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム

ｅ　広域型（定員３０人以上）の軽費老人ホーム

（イ）　整備区分

ａ　「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
（１）　施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２）　施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（３）　施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
（４）　避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
（５）　環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
（６）　消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
（７）　土砂災害等に備えた施設	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として

の一部改修等	指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
（８）　施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
（９）　その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）一定年数は、おおむね１０年とする。

b　「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

ウ　災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３３条第１項第８号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型（定員３０人以上）介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

（ア）　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
（イ）　介護老人保健施設
（ウ）　介護医療院
（エ）　養護老人ホーム
（オ）　ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
（カ）　介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

エ　災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型（定員３０人以上）介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

（ア）　災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a　土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１

２年法律第５７号）第７条第１項の土砂災害警戒区域

b　浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

（ａ）　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項又は第２項の洪水浸水想定区域、同法第１４条の２第１項又は第２項の雨水出水浸水想定区域、同法第１４条の３第１項の高潮浸水想定区域

（ｂ）　津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第１０条第３項第２号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第５３条第１項の津波災害警戒区域

（ｃ）　特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第３２条第１項の都市洪水想定区域、同法第３２条第２項の都市浸水想定区域

（イ）　対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

a　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

b　介護老人保健施設

c　介護医療院

d　養護老人ホーム

e　ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

f　介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)

（ウ）　対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

a　対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第５３条第２項に規定される基準水位をいう。)が１メートル以上に指定されている場合

b　浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が１メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が１メートル以上となっている場合

（エ）　整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）

事業について対象とすることができる。

a　災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

b　対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c　対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d　現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

e　当該施設について､過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

オ　公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

（ア）　事業の目的

移転用地の確保が困難である大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するため、市町村が公有地に介護施設等の建替え等の期間における当該介護施設等の入所者等に対し継続的に介護サービス等を提供するための代替施設を整備することにより、地域における介護サービスの安定的な提供体制の確保及び効率的かつ計画的な整備を図ることを目的とする。

（イ）　用語の定義

当該事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a　大都市 次に掲げるものをいう。

（ａ） 指定都市及び中核市

（ｂ） 人口二十万以上の市であって、県知事が特に必要と認めた地域

b　介護施設等 次のいずれかに掲げる施設又は事業所等であって､市町村の長が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものをいう。

（ａ） 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条及び第８条の２に規定する事業を行うもの

（ｂ） 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第２項第３号、同条第３項第４号及び第１０号に規定する事業を行うもの

（ｃ） 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条に規定する有料老人ホーム

（ｄ） 第３条（１）のアの（ア）に定める介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設として使用されるもの

c　公有地 地方公共団体の所有する土地をいう。

d　建替え等 老朽化した介護施設等の整備であって、次に掲げるもの

（ａ） 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの（当該介護施設等を移転する場合を除く。）

（ｂ） 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等（躯体工事に及ぶかは問わない。）であって、当該整備期間中に当該介護施設等の全部又は一部が使用できなくなると市町村の長が認めるもの

ｅ　代替施設 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

（ａ） 市町村が所有する建築物であって、公有地に定着するもの

（ｂ） 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は市町村が使用することにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの

（ウ） 事業の対象

本事業の対象は、次に掲げる事業とする。

市町村が代替施設を整備（既存の建築物の改修（現に公有地に定着する建築物の買収及び取り壊し費用を含む。）及び新たに建築物を整備することをいう。）する事業

なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。

（エ）その他

ａ　広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。

ｂ　代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がない場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。

ｃ　代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。

カ　都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

（ア） 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。

（イ） 用語の定義

このカにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ａ　都市部等 次に掲げる市町村をいう。

（ａ） ６５歳以上人口の増加が見込まれる市町村

（ｂ） （ａ）のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、県知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

ｂ　小規模な介護施設等 第３条（１）のア（地域密着型サービス等整備助成事業）の（ア）に掲げる対象施設等であって、都市部等に所在するものをいう。

ｃ　大規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。

（ａ） 定員３０人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
（ｂ） 定員３０人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
（ｃ） 定員３０人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
（ｄ） 定員３０人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

ｄ　転換 介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、下表に掲げるものをいう。

整備区分	整備内容
増築（床）	定員 29 人以下の特別養護老人ホームを 30 人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。
増改築	定員 29 人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員 30 人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 取り壊し費用も対象とすることができる。
創設（開設）	定員 29 人以下の介護老人保健施設から定員 30 人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。 ※既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。
改修	小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

・ 当該小規模な介護施設等が所在する市町村と県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合
・ 当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合

については、本事業の対象として差し支えない。ただし、移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第５条（５）及び（６）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とはならない。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

（ウ）その他

ａ　本事業による補助を県から受けようとする市町村は、県が別に指示する日までに、次に掲げる事項を記載した協議書を提出することとする。
（ａ） 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
（ｂ） 現に実施している介護サービス事業等

（ｃ） 転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）
（ｄ） 生産性向上に資する計画
（ｅ） 転換後 10 年間の事業計画
（ｆ） 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）
ｂ 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
（ａ） 知事又は市町村の長が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
（ｂ） 転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算(加算方式によらない場合を除く。)）を算定していないこと
（ｃ） 転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算(加算方式によらない場合を除く。)）を算定する見込みがないこと
ｃ 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。
ｄ 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。

キ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業
（ア） 事業の目的
介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。
（イ） 用語の定義
このキにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
ａ 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。
（ａ） 離島振興法(昭和２８年法律第７２号)第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
（ｂ） 豪雪地帯対策特別措置法(昭和３７年法律第７３号)第２条第１項に規定する豪雪地帯及び同条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯
（ｃ） 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和３７年法律第８８号)第２条第１項に規定する辺地
（ｄ） 山村振興法(昭和４０年法律第６４号)第７条第１項の規定により指定された振興山村
（ｅ） 半島振興法(昭和６０年法律第６３号)第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域

（ｆ） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第７２号)第２条第１項に規定する特定農山村地域
（ｇ） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第１９号)第２条第２項の規定により公示された過疎地域
（ｈ） 水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）第３条第１の規定により指定された水源地域

ｂ　大規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると知事又は市町村の長が適当と認めるものを含む。以下このキにおいて同じ。）するものをいう。
（ａ） 定員３０人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
（ｂ） 定員３０人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
（ｃ） 定員３０人以上のケアハウス（軽費老人ホームＡ型及びＢ型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
（ｄ） 定員３０人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

ｃ　小規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。
（ａ） 定員２９人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
（ｂ） 定員２９人以下の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
（ｃ） 定員２９人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
（ｄ） 定員２９人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
（ｅ） 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム
（ｆ） 第３条（１）のア（地域密着型サービス等整備助成事業）の（ア）に掲げる対象施設等（(ａ)から(ｅ)までに掲げるものを除く。）

ｄ　ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。
（ａ） 大規模な介護施設等の定員を１割以上減少させるもの（減少の結果、定員が 29 人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。）
（ｂ） 小規模な介護施設等（ｃの(ａ)から(ｅ)までに掲げるものに限る。）の定員を１割以上減少させるもの
（ｃ） 小規模な介護施設等（ｃの（ｆ）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち市町村の長が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合

は、ダウンサイジング前の定員とダウンサイジング後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して１割以上減少しているかを判断すること。

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※取り壊し費用を対象とすることができる。
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

なお、本事業の性質上、移転を伴うダウンサイジングは原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、本事業の対象として差し支えない。ただし、当該介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第５条（５）及び（６）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用しダウンサイジングを行う事業（以下このキにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

（ウ）　その他

ａ　本事業による補助を県から受けようとする市町村は、県が別に指示する日までに、次に掲げる事項を記載した協議書を提出することとする。

（ａ）　事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

（ｂ）　現に実施している介護サービス事業等

（ｃ）　ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）

（ｄ）　生産性向上に資する計画

（ｅ）　ダウンサイジング後 10 年間の事業計画

（ｆ）　介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（ダウンサイジング前とダウンサイジング後の見込み）

ｂ　次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

（ａ）　知事又は市町村の長が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

（ｂ）　ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）(介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。)）を算定していないこと

（ｃ）　ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）(介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。)）を算定する見込みがないこと

ｃ　本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

ク　介護施設等の集約・再編支援事業

（ア）　事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、２以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

（イ）　用語の定義

このクにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ａ　都市部等 カの（イ）のａの定めるところによる。

ｂ　中山間・人口減少地域等 キの（イ） のａの定めるところによる。

ｃ　介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。

（ａ）　特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

（ｂ）　介護老人保健施設

（ｃ）　介護医療院

（ｄ）　養護老人ホーム

（ｅ）　ケアハウス（軽費老人ホームＡ型及びＢ型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

（ｆ）　有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

（ｇ）　都市型軽費老人ホーム

（ｈ）　認知症高齢者グループホーム

（ｉ）　小規模多機能型居宅介護事業所

（ｊ）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（ｋ）　看護小規模多機能型居宅介護事業所

（ｌ）　認知症対応型デイサービスセンター

（ｍ）　介護予防拠点

（ｎ）　地域包括支援センター

（ｏ）　生活支援ハウス

（ｐ）　緊急ショートステイ

（ｑ）　施設内保育所

ｄ　集約・再編ｃに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに１（（ａ）から（ｆ）に掲げるものについては定員２９人以下と定員３０人以上でそれぞれ１とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために県知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。

（ａ）　２以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合

（ｂ）　２以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※１ 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※２ 既存の介護施設等を移転(既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に規定する立地適正化計画に記載される同条第２項第２号に規定する居住誘導区域又は同項第３号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第５条（５）及び（６）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し集約・再編を行う事業（以下このクにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

（ウ） その他

ａ 本事業による補助を県から受けようとする市町村は、県が別に指示する日までに、次に掲げる事項を記載した協議書を提出することとする。

（ａ） 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

（ｂ） 現に実施している介護サービス事業等

（ｃ） 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）

（ｄ） 生産性向上に資する計画

（ｅ） 集約・再編後 10 年間の事業計画

（ｆ） 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（集約・再編前と集約・再編後の見込み）

ｂ 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

（ａ） 知事又は市町村の長が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

（ｂ） 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

（ｃ） 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処

遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c　本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

（２）　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア　介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業とは、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、次に定める施設等を設置する民間事業者に対し、

- 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- 訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇い上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等）について県が補助する事業及び県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに県が設置する施設等の開設準備に要する経費に基金を財源の全部又は一部として充てる事業及び市町村が設置した特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費に県が補助する事業をいう。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）第２条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、県がこれと同程度と認める場合であること。
- 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

対象施設は（ア）から（ウ）に掲げる施設とする。

（ア）　定員３０人以上の次の施設

a　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

b　介護老人保健施設

c　介護医療院

d　ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

e　養護老人ホーム

f　介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

（イ）　訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）
（ウ）　定員２９人以下の次の施設等
ａ　地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
ｂ　小規模介護老人保健施設
ｃ　小規模介護医療院
ｄ　小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
ｅ　認知症高齢者グループホーム
ｆ　小規模多機能型居宅介護事業所
ｇ　看護小規模多機能型居宅介護事業所
ｈ　小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
ｉ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
ｊ　都市型軽費老人ホーム（定員２０人以下。）
ｋ　小規模養護老人ホーム（定員２９人以下。）
ｌ　介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（設置事業者は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス及び有料老人ホームの事業者に限る。いずれも定員２９人以下の施設を含む。）

イ　介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援とは、介護施設等において、（１）イ（イ）の表中（１）又は（２）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、平成２６年９月１２日厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記２の（３３）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

なお、対象施設はア（ア）（ウ）の事業と同様とする。

また、本事業においては、介護テクノロジー以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

事業実施にあたっての業務改善計画の策定及び業務改善の報告については、令和２年４月１４日老高発０４１４第１号・老振発０４１４第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添１を準用する。

ウ　介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業とは、地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）

の構築を支援するために、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

（ア）　介護予防拠点（（１）アの助成を受けているかは問わない。）における、

・　参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）

・　介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費を支援する事業を対象とする。

（イ）　体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

（ウ）　本事業の実施については、介護予防拠点の開設時に限らないが、１か所につき１回限りとする。

（３）　定期借地権設定のための一時金の支援事業

定期借地権設定のための一時金の支援事業とは、施設等用地の確保を容易にし、（２）のア（ア）（ウ）（ｉを除く）に掲げる施設等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、県が補助する事業及び県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業をいう。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

・　貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

・　賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

・　賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

（４）　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業とは、市町村又は民間事業者が設置した別表５に定める施設等のユニット化改修に要する経費について県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部とし

て市町村が補助する事業をいう。

イ　既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業とは、特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う経費について県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めることとする。

１人当たりの面積基準については、４人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての１人当たり面積基準は設けず、多床室全体として１人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ　介護施設等における看取り環境整備推進事業

介護施設等における看取り環境整備推進事業とは、次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用する事を原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

（ア）　特別養護老人ホーム
（イ）　介護老人保健施設
（ウ）　介護医療院
（エ）　養護老人ホーム
（オ）　軽費老人ホーム
（カ）　認知症高齢者グループホーム
（キ）　小規模多機能型居宅介護事業所
（ク）　看護小規模多機能型居宅介護事業所
（ケ）　介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

エ　共生型サービス事業所の整備推進事業

共生型サービス事業所の整備推進事業とは、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、

次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

（ア）　通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）

（イ）　短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）

（ウ）　小規模多機能型居宅介護事業所

（エ）　看護小規模多機能型居宅介護事業所

（５）　民有地マッチング事業

民有地マッチング事業とは、都市部を中心とした用地不足への対応を図り介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うために要する経費について県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業をいう。なお、市町村は当該事業の実施を認めた者に対して委託等を行うことができる。（委託する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。）

ア　土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

（ア）　介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

（イ）　（ア）で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

（ウ）　土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

（エ）　選定した土地所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

（オ）　本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

イ　整備候補地の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保

に向けた取組を行う。

（ア）　介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

（イ）　介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。

（ウ）　実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。

（エ）　土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。

（オ）　介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

ウ　地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。

（ア）　本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。

（イ）　コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村と連携するとともに、市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。

（ウ）　他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

（６）　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

ア　介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業とは、感染症の２次感染リスクを低減させるため、次の介護施設等（いずれも定員規模は問わない。）において、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした陰圧室にするための陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

a　特別養護老人ホーム

b　介護老人保健施設

c　介護医療院

d　養護老人ホーム

e　軽費老人ホーム
f　認知症高齢者グループホーム
g　小規模多機能型居宅介護事業所
h　看護小規模多機能型居宅介護事業所
i　有料老人ホーム
j　サービス付き高齢者向け住宅
k　短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
l　生活支援ハウス

イ　介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業とは、 次の（ア）から（ウ）の事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

なお、対象施設は、アの事業と同様とする。

（ア）　ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

（イ）　従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

（ウ）　家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（２方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

ウ　介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業とは、次の介護施設等（いずれも定員規模は問わない）において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修を行う事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。
なお､可動の壁は認めるが､天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

a　特別養護老人ホーム
b　介護老人保健施設
c　介護医療院
d　養護老人ホーム

e　軽費老人ホーム
f　認知症高齢者グループホーム
g　小規模多機能型居宅介護事業所
h　看護小規模多機能型居宅介護事業所
i　有料老人ホーム
j　短期入所生活介護事業所
k　生活支援ハウス

（7）　介護職員の宿舎施設整備事業

介護職員の宿舎施設整備事業とは、介護人材（外国人を含む。）を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備するため、民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

ア　地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の１人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、対象の介護施設等（建設中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）３３㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

イ　家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の実情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

ウ　設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

エ　入居者については、対象の介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の２割以内）において、当該職員の家族等や対象施設以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

オ　土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

（ア）　特別養護老人ホーム
（イ）　介護老人保健施設
（ウ）　介護医療院
（エ）　特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
（オ）　認知症高齢者グループホーム
（カ）　小規模多機能型居宅介護事業所
（キ）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（ク）　看護小規模多機能型居宅介護事業所
（ケ）　介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

また、「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整　備　区　分	整　備　内　容
創　　設	新たに宿舎を整備すること。 ※　空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※　空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増　　築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改　　築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。） ※１　取り壊し費用も対象とすることができる。 ※２　既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増　改　築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※１、※２について同上。
改　　修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

（事業の実施主体）

第４条　対象事業の実施主体は別表１のとおりとする。

なお、市町村は県から交付された補助金の全部又は一部を財源として、施設等を整備する事業等を実施する事業者に対し、補助金の交付を行うことができるものとする。

（交付の対象外事業等）

第５条　この補助金は、第３条の規定に関わらず次に掲げる事業等は、補助の対象としないものとする。

（１）　地域密着型サービス等整備等助成事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護職員の宿舎施設整備事業

ア　土地の買収又は整地、設備整備等個人の資産を形成する事業

イ　職員宿舎（介護職員の宿舎施設整備事業を除く）、車庫及び倉庫の建設にかかる費用

ウ　地域密着型サービス等整備助成事業にあっては、令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等を対象とする事業

エ　災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業にあっては、災害イエローゾーンへの移転改築を行う広域型介護施設等を対象とする事業

オ　災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業に

あっては、令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等を対象とする事業

カ　公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業にあっては、令和７年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設を対象とする事業

キ　都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業にあっては、令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等を対象とする事業

ク　中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業にあっては、令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等を対象とする事業

ケ　介護施設等の集約・再編支援事業にあっては、令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等を対象とする事業

（２）　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

（３）　定期借地権設定のための一時金の支援事業

ア　保証金として授受される一時金である場合

イ　定期借地権の設定期間が５０年未満の契約に基づき授受される一時金である場合

ウ　定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合

（４）　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業にあっては、設備整備に係る費用

（５）　災害レッドゾーンにおいて新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等は交付の対象とすることができる。

（６）　災害イエローゾーンにおいて新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、以下に掲げる場合は交付の対象とすることができる。

ア　防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等

イ　土砂災害警戒区域または浸水深１メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のａからｄの全てに該当する場合

ウ　浸水深１メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のｃ及びｄに該当する場合

ａ　新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

ｂ　新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

ｃ　新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防

止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d　新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

（７）　その他、既に実施している事業、他の公費負担又は補助制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業、及び「愛知県介護施設等整備事業」として適当と認められない事業。

（交付額の算定方法）

第６条　地域密着型サービス等整備等助成事業については別表２の、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業については別表３の、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業については別表５の、民有地マッチング支援事業については別表６のそれぞれ第１欄に定める区分ごとに、第２欄に定める単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た交付基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額とする。

定期借地権設定のための一時金の支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業については別表４及び８の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める交付基準により算出した額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については別表７の第１欄に定める区分ごとに、第２欄に定める単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た交付基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業においては、市町村補助額が上記交付額を下回る場合は、市町村補助額を交付額とする。

（申請手続）

第７条　この補助金の交付の申請は、別に指示する期日までに様式第１により、行うものとする。

（交付の条件）

第８条　この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）　県が民間事業者が実施する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対し、補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付すものとする。

ア　県補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、様式第２によりあらかじめ知事の承認を得なければならない。

イ　県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ウ　県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

エ　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

オ　県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ　県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、様式第３により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

ただし、この補助金の交付の申請等に当たり、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請等している場合は除く。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

キ　県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業の完了の日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ク　県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ　県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ　県補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である県補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

なお、県補助対象事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、県補助対象事業者は、返還額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

サ　県補助対象事業者がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（２）　県が市町村が実施する事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付すものとする。

ア　市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、様式第２によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ただし、地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、民有地マッチング事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ　市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ウ　市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

エ　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

オ　市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ　市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を市町村実施事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

キ　市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ク　市町村がアからキにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（３）　県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付すものとする。

ア　市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、様式第２によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ　市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になっ

た場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ウ　市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

エ　市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

（ア）　市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村の長の承認を受けなければならない。

ただし、地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業、介護職員の宿舎施設整備事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

（イ）　市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合は、市町村の長の承認を受けなければならない。

（ウ）　市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市町村の長に報告してその指示を受けなければならない。

（エ）　市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村の長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

（オ）　市町村の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

（カ）　市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（キ）　市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市町村の長に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。市町村は、仕入控除税額の納付を受けた場合は、様式３により速やかに知事に報告し、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

ただし、この補助金の交付の申請等に当たり、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額

のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請等している場合を除く。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（ク）　市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（ケ）　市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（コ）　市町村補助対象事業者が市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（サ）　市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（シ）　市町村補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

土地所有者より返還があった場合には、市町村の長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、市町村補助対象事業者は、返還額の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

（ス）　交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。

（セ）　市町村補助対象事業者が（ア）から（ス）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

オ　エにより付した条件に基づき、市町村の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

カ　エの（オ）及び（キ）の条件により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入、定期借地権契約の解約による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ　エの（シ）の条件により、市町村補助対象事業者から定期借地権契約の解約による収入があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付しなければならな

い。

ク　市町村補助対象事業者がエにより付した条件に違反し、エの（セ）により市町村へ納付があった場合には､その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（４）　愛知県介護施設等整備事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更交付申請手続）

第９条　この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、様式第２により、別に指示する期日までに行うものとする。

また、当初申請又は変更交付申請時と変更がない関係書類については、提出を省略することができる。

（実績報告）

第１０条　この補助金の実績報告は、事業の完了の日から起算して２０日を経過した日又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに様式第４号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市町村が実施主体となる事業については、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

（その他）

第１２条　特別の事情により第６条、第７条、第８条、第９条及び第１０条に定める算定方式、手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

２　介護施設等の整備に関する事業の選定に当たっては、１０年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１４日から施行し、平成２７年１０月１４日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年７月１３日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年８月２３日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年６月１２日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

ただし、平成３１年４月１日から平成３１年４月３０日までの期間については、様式における元号の表記を「平成」と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、令和２年３月２３日から施行し、令和２年３月１０日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年１０月５日から施行し、令和２年４月１日（介護施設等における簡易

陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については令和２年４月３０日）から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年８月２６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月２８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

ただし、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの期間については、別表１中（２）アの定員３０人以上の広域型施設等で施設整備先が政令・中核市の項の第３欄を、社会福祉法人等民間事業者と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、令和７年１０月２２日から施行し、令和７年４月１日（第８条の改正部分については令和８年４月１日）から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年８月２８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。